

給実甲第 1 3 5 3 号

令和 7 年 4 月 1 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 3 2 6 号の一部改正について（通知）

給実甲第 3 2 6 号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後				改 正 前			
別表 学歴免許等資格区分表				別表 学歴免許等資格区分表			
イ 甲表				イ 甲表			
学歴免許等の区分		学歴免許等の		学歴免許等の区分		学歴免許等の	
基準学歴	学歴区分	資格		基準学歴	学歴区分	資格	
区分				区分			
1 大学	(略)	(略)		1 大学	(略)	(略)	

卒	六 大学 4 卒	(1) ～ (4) (略) (5) <u>国立健康 危機管理研 究機構国立 看護大学校</u> (旧国立研 究開発法人 国立国際医 療研究セン ター国立看 護大学校、 旧独立行政 法人国立国 際医療研究 センター国 立看護大学 校及び旧国 立看護大学 校を含む。) 看護 学部の卒業	(6) ～ (19) (略)	2 短大 卒	一 短大 3 卒	(1) ・ (2) (略)
卒	六 大学 4 卒	(1) ～ (4) (略) (5) <u>国立研究 開発法人国 立国際医療 研究セン ター国立看 護大学校</u> (旧独立行 政法人国立 国際医療研 究センター 国立看護大 学校及び旧 国立看護大 学校を含む。) 看護 学部の卒業	(6) ～ (19) (略)	2 短大 卒	一 短大 3 卒	(1) ・ (2) (略)

	(削る)					<u>(3)</u> <u>昭和58</u> <u>年法律第8</u> <u>3号による</u> <u>改正前の診</u> <u>療放射線技</u> <u>師及び診療</u> <u>エックス線</u> <u>技師法によ</u> <u>る診療放射</u> <u>線技師学校</u> <u>又は診療放</u> <u>射線技師養</u> <u>成所（いず</u> <u>れも診療</u> <u>エックス線</u> <u>技師学校又</u> <u>は診療エッ</u> <u>クス線技師</u> <u>養成所の卒</u> <u>業を入学資</u> <u>格とする修</u> <u>業年限1年</u> <u>以上のもの</u> <u>に限る。）</u> <u>の卒業</u>
	<u>(3)</u> ～ <u>(19)</u>					<u>(4)</u> ～ <u>(20)</u>

年法律第 8
3 号による
改正前の診
療放射線技
師及び診療
エックス線
技師法によ
る診療放射
線技師学校
又は診療放
射線技師養
成所（いず
れも診療
エックス線
技師学校又
は診療エッ
クス線技師
養成所の卒
業を入学資
格とする修
業年限 1 年
以上のもの
に限る。）
の卒業

$$\underline{(4)} \sim \underline{(20)}$$

		(略)			(略)
	二 短大	(1) ～ (23)		二 短大	(1) ～ (23)
	2 卒	(略)		2 卒	(略)
		(削る)			<u>(24) 昭和 5</u>
					<u>8 年法律第</u>
					<u>8 3 号によ</u>
					<u>る改正前の</u>
					<u>診療放射線</u>
					<u>技師及び診</u>
					<u>療エックス</u>
					<u>線技師法に</u>
					<u>よる診療</u>
					<u>エックス線</u>
					<u>技師学校又</u>
					<u>は診療エッ</u>
					<u>クス線技師</u>
					<u>養成所の卒</u>
		<u>(24) ～ (30)</u>			<u>(25) ～ (31)</u>
		(略)			(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(略)		備考	(略)	
口	(略)		口	(略)	

以 上